

2 宿泊施設利用補助金（宿泊補助）

(1) 補助金対象者

会員及び会員と同伴した配偶者、同居している親、20歳以下の子

ただし、家族登録をした配偶者、同居している親、20歳以下の子も会員である場合は、会員本人が利用したものとしします。

(2) 補助金額

1会員1泊につき2,000円。ただし、1人1泊の料金が6,000円以上の場合に限ります。

(3) 利用補助制限

1会員年度内2泊分4,000円を上限とする。(会員ではない同伴家族分を含める)

ただし、利用日が会員となってから2か月を経過した場合に限ります。

※会員と同伴家族が2泊した場合は、会員2泊(4,000円)のみの支給となります。

(4) 対象施設

- ① 国内・海外問わず、どこの宿泊施設でも補助金対象
- ② 宿泊を伴う旅行会社などのツアー、パッケージ商品も対象
- ③ 船舶・列車による24時間以上の宿泊も対象

(5) 請求方法

施設を利用後に下記の書類と会員証を持参の上、3か月以内(宿泊応当日前日)に請求してください。

※例：2月20日に宿泊した場合は、2月20日を起算日として、請求期限は3か月以後の宿泊応当日前日までの5月19日まで

受付方法	必要書類	支給方法
ホームページ「会員ログイン」	領収書	振込 ※振込口座は請求者と同一会員名義口座 ※請求金額から振込手数料を差引いた金額を振込
郵送	①宿泊施設利用補助金請求書 (P57またはホームページ<各種届出用紙>) ②領収書(コピー可)	
窓口	①宿泊施設利用補助金請求書 (P57またはホームページ<各種届出用紙>) ②領収書(コピー可)	現金

(6) 注意事項

【領収書について】

- ① 会員全員の氏名(フルネーム)、宿泊日(数)、人数および1人当たりの宿泊金額が明記されているもの。
- ② 会員同士の宿泊や、団体宿泊で領収書に会員の個人名(フルネーム)が書けない場合等は、宿泊証明書(P59またはホームページ<各種届出用紙>)を利用もしくは、宿泊者名簿(補助対象者全員の氏名(フルネーム)を記載)を作成し、宿泊施設名の記入と押印をしたものを添付のこと。
※ツアー・パッケージなどで、領収書に明細の記載がない場合は、行程表・1人当たりの単価の分かるものを添付のこと。

【カード決済の場合の領収書例】

- ① 会員全員の氏名(フルネーム)・宿泊日(数)・人数・1人あたりの宿泊金額が明記されている明細書・請求書にクレジット払い印のあるもの
- ② 会員全員の氏名(フルネーム)・宿泊日(数)・人数・1人あたりの宿泊金額が明記されている行程表等と会員名義のクレジット会社発行の引落明細書(該当部分以外は不要)

【インターネット予約の領収書例】

会員全員の氏名(フルネーム)・宿泊日(数)・人数・1人あたりの金額が明記されている予約画面・決済画面、または、上記記載の旅行会社や宿泊施設とのメールをプリントアウトして添付。

(7) 補助金対象外の宿泊

- ・四季の郷「薬師温泉やまびこ荘」、ダイヤモンドソサエティ
※旅行代理店等を経由した予約宿泊であっても対象外
- ・交通機関(電車・飛行機等)のみの利用、共済会主催の宿泊ツアー